

木材利用に関する補助事業（※詳細要件は各要領をご参照ください）

	CLT等活用建築物実証事業	サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)	林業・木材産業成長産業化総合対策	ながさ木・なごみの街づくり事業
申請者	施主と協議会運営者の連名	施主	地方公共団体等	施主(民間団体)
対象物件	普及性や先駆性が高いCLT建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・構造・防火面で先導性が高い木造建築物 ・防火・準防火地域:延べ床500m²以上又は3F建て以上 ・上記以外の地域:延べ床1000m²以上又は高さ13m以上もしくは軒高9m以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・CLTを構造材に利用または耐火建築物または3F建て準耐火建築物または重ね梁等活用建築物 ・PR効果が高い公共建築物 ・0.18m³/1m²木材利用かつ延べ床300m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の施設の内装・外装 ①PR効果が高い民間施設 ②教育・保育施設 県産材おおむね80%利用
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設計費の3/10 ・建築費の3/10 ・協議会運営費 定額(上限80万円) <p>CLT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減や施工方法等の検討・確認(実証)が必要 ・予算118,000,000円で3件程度 (実質上限 40,000,000円程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造化にかかる設計費の1/2のうち国交省が認める額 ・木造化にかかる建設費の15% ・技術の検証費用の1/2のうち国交省が認める額 ・複数年度にわたる場合は国交省の承認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計費の1/2 (CLT等以外は15%) ・施工費の1/2(CLT等以外は15%) (建築主体工事のみ) ・JAS材利用 ・内装の場合は3.75% ・庁舎・学校・直売所・寮など対象外 ・費用対効果算出・川上との連携必要 ・前年度に県の予算化が必要 ・前年度に林野庁へ要望が必要 	<p>資材費と労務費及び諸経費の1/2以内</p> <p>下限500,000円</p> <p>上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ①PR効果が高い民間施設 年間利用見込者数 15,000人以上:200万円 5,000人以上15,000人未満:150万円 5,000人未満:100万円 ②教育・保育施設 上限は200万円
実施期間	単年度(～2/19)	4年間	単年度	単年度
申請期限	4/30～6/4	4/3～5/19(1回目)	2/4～2/19(林野庁) 県予算化前年度9月	随時(予算がなくなり次第終了)
申請窓口	日本住宅・木材技術センター(03-5653-7662)	木を活かす建築推進協議会(03-3588-1808)	長崎県 林政課 森林活用班 (095-895-2988)	長崎県 林政課 森林活用班 (095-895-2988)
備考				
URL	https://www.howtec.or.jp/publics/index/307/	http://www.sendo-shien.jp/02/application/	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html	http://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranoooshirase/oshirase/416504.html